

平成18年8月4日(金)

於：本庁6階大会議室

第二回小平市国民保護協議会要録

(司会：部長)

皆様、本日は大変お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。

議事に入るまでの間、私、市民生活部長の窪田が進行を努めさせていただきます。

まず、開会に先立ちまして、小平市国民保護協議会会長の小林からご挨拶を申し上げます。よろしく願いいたします。

(会長：あいさつ)

皆様方には、お暑い中、そしてお忙しい中、第2回小平市国民保護協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて、先月5日の明け方から夕方にかけて、北朝鮮によりテポドン2を含めた弾道ミサイル7発が発射されました。テポドン2は失敗に終わったようですが、ノドン・スカッドミサイルは着弾の精度を上げたようで、核兵器も保有していると宣言していることも合わせて、我が国にとっては大変な脅威が増しております。

この発射には、日本を含む関係各国による事前の警告があつたにもかかわらず、警告を無視して強行したことに対し、日本の安全保障や国際平和の安全と安定、さらには大量破壊兵器の不拡散という観点から、重大な問題であると考えています。

また、世界各地で発生しているテロ事件も忘れてはいけません。

つい先月、インドにおいて発生した列車等連続爆破テロや昨年7月のイギリスのロンドン地下鉄等同時爆破テロ、さらにはアメリカの航空機による9.11同時多発テロなどがあります。

そして、我が国においてもオウム真理教による地下鉄サリン事件や三菱重工ビル爆破など、過激派等によるテロがあり、多くの一般市民の尊い命が失われている現状にあります。

このように世界情勢が不安定な中、また、テロ集団による攻撃が発生する可能性がある中、本市としてもテロ等の不測の事態から、市民等の生命、身体および財産を守るために、国民保護計画の策定等による万全な対策を備える必要があります。

本日、小平市国民保護計画案をお示しする訳ですが、本計画の策定にあたり、皆様の貴重なご意見、お考え等をいただき、更なる安全・安心なまちづくりについて、ご尽力を賜りますようよろしく願い申しあげまして、あいさつといたします。

(司会：部長)

ありがとうございました。

まず、議事に入る前に、陸上自衛隊第一師団第一後方連隊補給隊長、東京電力武蔵野支社副支社長及びJR東日本旅客鉄道株式会社西国分寺駅長に人事異動がございましたので、後任の方々について、新たに委員として任命させていただきます。なお、任命書は、時間の関係もございませんので、席上に置かせていただいております。これをもって、任命辞令の交付に代えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局から新たに委員に任命された方について、ご紹介させていただきます。8月1日付けで陸上自衛隊第一師団第一後方連隊補給隊長に着任された嶋守一志さんです。よろしく願いいたします。なお、東京電力武蔵野支社副社長の西野康雄さん及びJR東日本旅客鉄道

株式会社西国分寺駅長の小池茂幸さんについては、業務の都合により本日は欠席しております。

それでは、小平市の国民保護計画(案)について審議に入る前に、本協議会は、公開を原則としておりますことについて、ご了承お願いいたします。

では、会長、以降の進行をお願いいたします。

(会長：市長)

さて、議題に入る前に、先ほど事務局から説明がありましたように、本協議会は公開を原則としておりますので、ご了承お願いいたしますよろしいでしょうか。

(了承)(傍聴者7名入場)

(会長：市長)

それでは、次第の2にございます日程に沿い進行させていただきたいと思います。

まず(1)の「小平市国民保護計画(案)」ですが、計画(案)の策定方針と概要について説明を事務局からお願いいたします。

(事務局：防災安全課長)

はい会長。防災安全課長の小林と申します。まず、本日の配付文書の確認をお願いいたします。A4で5枚配付いたしております。1枚目「次第」、2枚目「小平市国民保護計画(案)及び概要版の一部訂正について」、3枚目「小平市国民保護協議会委員名簿」、4枚目「小平市国民保護計画資料編の記載項目(案)」、5枚目「席次表」でございます。策定方針等の説明に入る前に、2点ほど了承していただきたい事項がございます。1点目として「小平市国民保護計画(案)及び概要版の一部訂正について」という対照表をお配りしましたので、後ほど訂正方をお願いいたします。2点目ですが、本計画案は、東京都モデル計画等を基本として作成しているため、関係機関の序列等が不規則となっている場合がございます。修正を要する箇所については、本日の協議会以降に、適宜、修正を行ってまいりますので、あらかじめご了承ください。

それでは、小平市国民保護計画(案)の策定方針等及び概要についてご説明いたします。

まず、本計画(案)の策定方針でございますが、「国の基本指針」、「東京都区市町村国民保護モデル計画」及び「東京都国民保護計画」を基本とし、都及び小平市の特性、実効性に配慮し、自然災害対策等のしくみを最大限に活用し作成いたしました。

次に、計画の位置づけですが、国民保護法第35条第2項に規定される市域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項等、小平市が行う国民保護措置や平素からの備えの大枠を示す指針となります。

そして、この計画に基づき、具体的な運用のためのマニュアルや体制の整備、事業者との応援協定の締結を行います。

想定する事態については、武力攻撃事態として着上陸侵攻、ゲリラ・特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃の4類型を想定しております。

そして、大規模テロ等の緊急対処事態として、「危険性を内在する物質を有する施設等への攻撃」、例えばガス貯蔵施設等への攻撃があげられます。次に、「大規模集客施設等への攻撃」で、駅や列車、劇場等への攻撃があげられます。また、「大量殺傷物質による攻撃」で、炭素菌やサリン等を使った攻撃があげられます。最後に「交通機関を破壊手段とした攻撃」として、航空機による自爆テロ等があげられます。

緊急対処事態については、以上の4類型を想定しております。

したがって、想定する事態としては、以上の全8類系がございます。

本計画(案)は、大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能であり、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、都道府県、区市町村の区域を越える国全体としての調整等が必要となることから、国の総合的な方針を待って対応することが必要であるのに対し、世界中の首都や大都市で大規模なテロが発生している状況から、大規模なテロ等に対する緊急処理事態への対応を重視して作成しています。

策定方針等につきましては、以上でございます。

続きまして、お手持の小平市国民保護計画(案)のページを追いまして、概要をご説明いたします。

本案配付後にご意見等をいただいた機関もございますが、まだ、本案には反映しておりませんので、ご了解願います。

さて、本計画(案)は、東京都区市町村国民保護モデル計画に準じ、全5編で、第1編は「総論」、第2編「平素からの備えや予防」、第3編「武力攻撃事態等への対応」、第4編「復旧等」、第5編「大規模テロ等(緊急処理事態)への対応」で構成しています。

それでは、第1編についてご説明いたします。1頁から16頁まででございます。

第1編は、ただいま申し上げましたとおり、「総論」でございます。

まず、1頁から2頁をご覧ください。第1章は、市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、当市の責務を明らかにするとともに、当市の国民保護に関する計画の趣旨、構成等について記述しています。

次に2頁から3頁をご覧ください。第2章「国民保護措置に関する基本方針」でございます。

市は、国民保護法を的確かつ迅速に実施するにあたり、特に留意すべき事項について、国民保護措置に関する基本方針として定めたものです。

この章の特徴としては、都モデル計画には示されていない、用語等の補足説明を追記しています。

次に4頁から8頁をご覧ください。3章の「関係機関の事務又は業務の大綱等」についてご説明いたします。

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口について示してあります。

また、市及び都等の関係機関の事務及び業務の大綱について記述しました。

この章の特徴としては、都モデル計画には示されていない、都等の関係機関及び協力機関の事務及び業務の大綱を記述しています。

次に、8頁から12頁をご覧ください。第4章の「市の地理的、社会的特徴」でございます。

この章は、小平市の平成17年版統計書等を活用して作成しています。

社会的な特徴として、各種学校、2箇所浄水所、喜平町二丁目の官公庁の学校関係施設について触れています。

この章の最後になりますが、完成版には、地形の項目の後に、小平市の周辺図を掲載いたします。

次に、12頁から16頁をご覧ください。第5章の「市国民保護計画が対象とする事態」ですが、本章については、先ほど説明いたしましたので、省略させていただきます。

続いて、第2編について、ご説明いたします。17頁から44頁まででございます。

第2編は、「平素からの備えや予防」について記述しています。

まず、17頁から22頁の第1章第1「組織・体制の整備等」についてご説明いたします。これは、市が、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体

制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、各部局等の平素の業務、職員の参集基準等について定めたものです。

1の「市の各部課における平素の業務」については、事務局において、地域防災計画に準じ定めました。関係部局において、当該計画で示した業務内容について確認していただきたいと存じます。

次に、2の「市職員の参集基準等」についてですが、東京都国民保護計画および自然災害対策等で構築された防災計画の参集基準を一部活用しております。

また、24時間の即応体制についてですが、本市においては、既に嘱託員による夜間の警備体制が構築されているため、現行の態勢を維持していくことで体制を確保したいと考えています。

次に、武力攻撃等の不測の事態が生じた場合の体制に関して、ご説明いたします。

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講じる必要があることから、事態認定の有無に応じた仮称の体制について定めています。

事態の認定は有るが、市対策本部設置の通知前の体制として、全庁的な対応までは必要がないが、情報収集・分析の対応が必要な場合の体制として、「(仮称)危機情報収集体制」を、全庁的な情報の収集・分析、対応策の検討、総合調整が必要な場合の体制として「(仮称)危機管理対策本部体制」を、同じく事態の認定があり、かつ、市対策本部の設置指定の通知後の体制として、「(仮称)国民保護対策本部体制」の3段階の体制を整備いたしました。

また、事態の認定がなされていない場合の体制として、全庁的な対応の必要は無いが、情報収集・分析の対応が必要な場合の体制と、全庁的な情報の収集・分析、対応策の検討、総合調整が必要な場合の体制については、事態認定が有る場合と同様としています。ただし、突発的な事案が発生するなどにより、その被害が災害対策基本法上の被害に該当するため、国民保護に準じた措置を実施する必要がある場合の体制として、「(仮称)災害対策本部体制」を整備いたしました。

そして、職員の参集基準ですが、危機情報収集体制については、防災安全課の職員で対応いたします。次に危機管理対策会議体制では、各部長及び関係各課の職員が該当となり、参集職員の数、事態の状況により各部課で判断していただくこととなります。

次に、国民保護対策本部体制及び災害対策本部体制についてですが、参集者は全職員となります。

対策本部の本部員ですが、これは、第3編第2章の中で詳述していますが、助役、収入役、教育長及び「庁議等の設置及び運営に関する規程」第2条第2項第2号に規定する職員(部長及び部長相当職)並びに消防署予防課長と防災安全課長が該当となります。

次に、非常時に市長等との連絡が取れない場合の指揮代行と市庁舎が被災した場合の本部の代替施設について定めてございます。

この章の最後に、消防の初動体制の把握のなかで、消防団の充実・活性化について触れています。現時点において、小平市消防団は、充足率が100%であり、かつ、団員の年齢層、保有する消防用機材等にも恵まれており、まさに充実している状況にあります。消防団の状況について全国的に見ると、団員の不足や高齢化等、深刻な問題が懸念されることから、本市においても、今後の対応策として当該項目を記載いたしました。

また、現時点においては、事態等の発生に伴う消防団員の参集基準について定められていないため、東京消防庁において策定される特別区の消防団の参集基準を参考にして、定めることとしました。

他に箇所につきましては、都モデル計画に準じて作成しております。

次に、22頁から25頁をご覧ください。同章第2の「関係機関との連携体制の整備」について、ご説明いたします。

これは、市が、国民保護措置を実施するに当たり、国、都、他の区市町村、指定公共機関、指定地方公共機関、その他の関係機関との相互に連携協力することが必要不可欠であるため、関係機関との連携体制整備のあり方について定めたもので、都モデル計画に準じて記述しています。

次に、26頁から28頁の同章第3の「通信の確保」について、ご説明いたします。

市は、武力攻撃事態等における通信連絡のため、防災計画で整備された通信連絡体制を活用いたします。

また、武力攻撃事態等における通信機能を確保する観点から、通信連絡手段の多重化や必要な機器の整備・充実を図ることを記述しています。

通信の確保は、武力攻撃事態等において重要な連絡手段であり、的確に情報収集・連絡体制を整備するために、通信連絡系統図を掲載いたしました。

第3については、全般的に東京都国民保護計画を参考に詳述してあります。

また、国が現在導入を検討している「全国瞬時警報システム」で、名称がJ - A L E R Tと呼ばれていますが、この導入状況を踏まえ、必要なシステム及び機器の整備、充実の検討や通信連絡訓練の実施等について記述しております。

次に、28頁から33頁をご覧ください。同章第4の「情報収集・提供等の体制整備」について、ご説明いたします。

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について記述しています。

特徴としては、被災情報の収集・報告系統(33頁)を図で示しました。

また、安否情報の収集・提供の概要図(31頁)、この中で日本赤十字社東京支部に「外国人の安否情報の収集・提供」と記述されていますが、これは、ジュネーブ条約第33条3において、「行方不明者に関する情報は直接に紛争当事者間で伝達するほか、各国の赤十字社等を通じ伝達することを規定していること。及び日本赤十字社法第27条第1項第1号は、赤十字に関する諸条約に基づく業務に従事することを日本赤十字社の業務として規定していることから、同社は、行方不明者に関する情報の伝達を業務として行うことができる。」とされていることから、これらの規定を踏まえ、国民保護法では、日本赤十字社の設立趣旨、目的等を考慮し、行方不明者の搜索を求められた場合には、日本赤十字社が当該行方不明者に関する安否情報を回答しなければならないとされており、併せて外国人一般に関する安否情報についての照会についても、同社が回答することとされています。以上のことを踏まえ、概要図に日本赤十字社に対する情報提供について記しています。

次に、34頁から35頁までで、同章第5の「特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備」についてですが、第5については、都モデル計画に準じて示しておりますので、特に特徴はございません。

35頁から36頁の第6の「研修及び訓練」も同様でございます。

次に、37頁から42頁をご覧ください。第2章の「避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え」について、ご説明いたします。

この章で特徴的なものとしては、「高齢者、障がい者等災害時要援護者への配慮」において、消防署が実施している「消防のふれあいネットワークづくり」を活用する旨を記述していること、及び生活関連等施設の把握等において、都国民保護計画に準じ、施設管理者に対する安全確保の留意点の通知について示しました。

当市における生活関連等施設は、浄水所施設、変電所、鉄道施設などが該当します。これらの関

連施設の管理者や従業員に対して、国から示された留意点の周知徹底を図ることについて、定めてあります。

次に、42頁から43頁をご覧ください。第3章の「物資及び資材の備蓄、整備」についてでございますが、備蓄については、国民保護のための備蓄と防災のための備蓄を兼ねることとしてあります。

都モデル計画において、「国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材について、安定ヨウ素剤・天然痘ワクチンといった医薬品や放射線測定装置といった資材の備蓄・調達に努める。」と記述されていますが、本来、国が備蓄すべきと解釈されている物品が多く記載されていることから、当計画案では「備蓄・調達について検討する。」という表現に改めています。また、当計画の例示には、自然災害にも共用して活用できる備蓄品について記載いたしました。

43頁から44頁の第4章「国民保護に関する啓発」については、都モデル計画に準じて示しておりますので、特に特徴はございません。

続いて、第3編について、ご説明いたします。45頁から104頁まででございます。

第3編第1章で、頁は45頁から47頁ですが、初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置について記述しています。

これは、多数の死傷者の発生や建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となります。

また、他の区市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられることから、初動体制について定めたものです。

事態認定前における情報収集体制ですが、（仮称）緊急事態連絡室を設置することになります。

緊急事態連絡室ですが、統括を市民生活部長として、構成員に各部長等（庁議等に関する規程第2条第2項で規定する職員）、防災安全課長及び防災安全課員を指定してあります。

また、モデル計画における構成等のイメージにおいて、海上保安部等が記載されていますが、当市においては、この段階で海上保安部が直接関与する事案は想定できないので、構成図から削除しています。

次に、47頁から54頁の第2章の「市町村対策本部の設置」についてご説明いたします。これは、当市に市対策本部の設置指定があった場合に、市は市対策本部を迅速に設置し、市域における国民保護措置を総合的に推進する必要があることから、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、定めたものです。

市対策本部の構成ですが、市長を対策本部長とし、本部員は助役、収入役、教育長、各部長等、防災安全課長及び小平消防署予防課長といたしました。

なお、助役、収入役、教育長を副本部長に指名いたしました。

そして、武力攻撃事態における各部の業務についてですが、地域防災計画の各部の業務を踏まえ、記述しています。

他については、都モデル計画に準じています。

次に、54頁～57頁をご覧ください。第3章の「関係機関相互の連携」について、ご説明いたします。

これは、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、都、他の区市町村、指定公共機関及

び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携し、それぞれの関係機関と他の区市町村との連携を円滑に進めるために必要な事項について、定めたものです。

この章につきましては、都モデル計画に準じて記述しています。

57頁から58頁をご覧ください。第4章の「国民の権利・利益の救済に係る手続き」ですが、国民の権利・利益の救済に係る手続きの担当課については、58頁上段のとおりです。

また、文書の適切な保管についてですが、これについては、東京都国民保護計画に準じ記述しています。他は都モデル計画に準じています。

次に、59頁から78頁第5章の「警報及び避難の指示等」についてご説明いたします。

これは、市が武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について定めたものです。

まず、59頁から62頁の第1「警報の伝達等」ですが、おおむね都モデル計画に準じていますが、避難準備段階における市・関係機関等の役割分担を東京都国民保護計画に準じ追記しています。

次に、63頁から64頁をご覧ください。第2に「避難段階の計画」及び「避難段階における市・関係機関等の役割分担」について、東京都国民保護計画に準じ追記しています。

次に、65頁から78頁の第3「避難住民の誘導等」について、ご説明いたします。

市は、都の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を実施する活動区域の安全が確保、確認がされ次第、市職員等により避難住民の誘導を行うこととなります。

避難住民の誘導等は、市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への伝達及び避難住民の誘導について定めたものです。

住民の避難誘導に関しては、国民保護法第62条第1項において、「市長は、避難実施要領で定めるところにより、当該市町村の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導しなければならない。」と規定されており、また、同法第63条第1項において、「市長は、避難住民を誘導するために必要があると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は自衛隊法第76条第1項等の規定により出場を命ぜられた自衛隊の部隊のうち国民保護のための措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊の長に対し、警察官等による避難住民の誘導を行うよう要請することができる。」と規定されているため、市、東京消防庁、消防団が核となる記述としました。

特徴的なものとしては、70頁から71頁に記述してある「他区市町村及び他道府県からの避難住民の受け入れ」で、東京都の国民保護計画担当者とは相談したうえで、小平市が独自に追記した項目です。

また、避難住民の受け入れにおける各機関の役割分担について、東京都国民保護計画に準じ、追記しています。

次に、78頁の「市の特性に応じた避難の指示上の留意点」、「災害時用援護者に対する情報伝達」、「日本語を理解できない外国人に対する情報伝達」については、小平市が独自に追記した項目です。

なお、武力攻撃が予測される地域における避難誘導等の国民保護措置については、このような地域においては、「事態対処法第17条及び国民保護法第22条の国の安全配慮義務の趣旨に照らし、市の職員や消防団員が引き続き住民の避難誘導等の措置を行う法律上の義務を負うものではない。」とされており、知事が避難の指示を行ったときは、地方公共団体や地方公共機関等の職員や消防団員も、他の住民と同様に避難することを原則としています。

次に、79頁から84頁をご覧ください。第6章の「救援」についてですが、救援の章においては、「救援の内容」及び「医療救護活動の命令・要請及び情報連絡系統図」について東京都国民保

護計画に準じて追記しています。

85頁から87頁をご覧ください。第7章の「安否情報の収集・提供」ですが、この章は、都モデル計画に準じて記述しております。

次に、88頁から98頁で、第8章の「武力攻撃災害への対処」について、ご説明いたします。

この章は、市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があるため、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項について定めたものです。

88頁をご覧ください。この章の第1「武力攻撃災害への対処」については、都モデル計画に準じていますが、第2の「応急措置等」の安全の確保等において、警視庁及び東京消防庁の活動については、東京都国民保護計画に準じて記述しています。

なお、消防に関する措置において、「東京消防庁が行う武力攻撃最小化に関する措置」及び「安全の確保」における消防団に対する特殊標章の交付・着用等について、消防署からの要請により追記しています。

他は、都モデル計画に準じています。

次に、94頁から96頁で、第3「生活関連等施設における災害への対処等」についてご説明いたします。

1の生活関連等施設の安全確保において、「消防署における支援」、「市におけるライフラインの確保」、「指定公共機関及び指定地方公共機関における生活基盤等の確保」を東京都国民保護計画に準じ、追記しています。

生活関連等施設の項目において、今後の水道事業に関して、若干ご説明いたします。

現在、小平市が行っている水道事業は、浄水所からの導水管の維持管理等のみであり、多くの水道事業に関するものは、東京都水道局が行っているところですが、現在、行っている部分についても、平成20年度中には全て東京都の直営となる予定となっています。なお、来年度中には実質的な水道事業が都に移管されることから、住民に対する保健衛生に係る情報提供等の一部を除き、水の供給に関する項目については、本計画からは削除いたしました。

他は、都モデル計画に準じて記述しています。

次に、99頁から100頁の第9章の「被災情報の収集及び報告」についてでございますが、市は、被災情報を収集するとともに、都知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について定めています。

この章は、都モデル計画に準じて記述しています。

100頁から101頁の第10章の「保健衛生の確保その他の措置」について、ご説明いたします。市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について定めています。

この章についても、都モデル計画に準じて記述しています。

次に、102頁から104頁をご覧ください。第11章の「国民生活の安定に関する措置」について、でございますが、「避難生活段階における市・関係機関等の役割分担」及び「復帰段階における市・関係機関等の役割分担」を東京都国民保護計画に準じ、追記しています。

続きまして、第4編の「復旧等」についてご説明いたします。105頁から107頁まででございます。

105頁の第1章については、「応急の復旧」について記述しています。市は、その管理する施設

及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について定めており、都モデル計画に準じて記述しています。

次に、106頁で第2章の「武力攻撃災害の復旧」ですが、ご説明いたします。市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について定めています。

この章の「復旧・復興における市・関係機関の役割分担」については、都国民保護計画に準じ追記しています。

次に、107頁、第3章の「国民保護措置に要した費用の弁済等」ですが、市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について定めています。

この章については、都モデル計画に準じ記述しています。

続きまして、第5編についてご説明いたします。108頁から121頁まででございます。

第5編は、「大規模テロ等(緊急処理事態)への対処」についてご説明いたします。頁は108頁以降となります。

緊急処理事態である大規模テロ等において実施する緊急対処保護措置は、武力攻撃事態における国民保護措置(住民の避難、救援、武力攻撃災害への対処等)の内容・手続き等に準じています。また、本章では、テロ等が突発的に起きることを考慮し、「初動対応力の強化」「平時における危機情報の監視」「大規模テロ等の発生時の対処」等に関して特に必要な事項について定めています。

次に、109頁から111頁で、第1章の「初動対応力の強化」について、ご説明いたします。テロ等の発生時、住民等の避難や救助等を迅速に行うため、市が管理する施設、大規模集客施設(イベント施設、スポーツ施設、駅舎等)及びライフライン施設等の初動対応力の強化について記述しています。また、平素及びテロ等の発生時、市や大規模集客施設及びライフライン施設等の管理者(以下「施設管理者」という。)市域を管轄する警察・消防・自衛隊等関係機関等が連携協力して対処するため、「テロ等への対処に関する事業者等連絡会議(仮称)」を設置するなど、緊急時の連絡体制の構築、各施設の危機管理の強化、テロ等の危機情報の共有等について定めています。

この章の特徴としては、「テロ等への対処に関する事業者等連絡会議(仮称)」が設置された場合には、消防署が緊急時の連絡体制の構築等に協力すること。」を追記いたしました。また、「装備・資材の調達」において、都モデル計画における「新たな備蓄又は調達に努める。」との記述を「新たな備蓄又は調達について検討する。」に表現を改めています。

これは、前述で説明いたしました国が備蓄すべき資材等と重複するものであるため、市が備蓄すべき資材については、今後の課題として検討すべき事項であるためです。

検討すべき装備品の例として、現場で活動する職員等や医師等の二次感染防止措置、二次災害防止措置及び職員等の安全管理の徹底という意味で、防護衣、防護マスク、手袋等の備蓄について記述しています。

次に、111頁から112頁で、第2章の「平時における警戒・監視」についてですが、第2章は、「市は、常にテロ等の兆候や危機情報の把握及び警戒対応を行う」ことについて定めています。

この章は、都モデル計画に準じて記述しています。

次に、112頁から115頁をご覧ください。第3章の「発生時の対処」について、ご説明いたします。

市は、大規模テロ等が発生した場合、国による市緊急処理事態対策本部の設置指定の有無にかかわらず、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と緊密に連携協力し、住民等の避難、救援、災害対処等の初動対応に全力を挙げて取り組むこと、及び国による事態認定や市緊急処理事態対策本部の設置指定が行われていない段階では、市災害対策本部等を設置し、災害対策のしくみを活用して対処するなどにより緊急対処保護措置に準じた措置を実施することについて記述しています。

この章の特徴としては、「市緊急処理事態対策本部の設置指定が行われていない場合」の項目において、小平警察署及び小平消防署は、大規模テロ等が発生した場合に、被災者の救出・救助、住民等の避難等の初動対応に対応する旨を都国民保護計画に準じ、追記しています。また、都モデル計画の「市災害対策本部等による対応」の項目(3)「応急措置」で、被災者の救援のため派遣される市職員等の装備品について、ガス検知器や線量(率)計等が記述されていますが、市の備蓄品・装備品について、どこまで備蓄すべきか検討する必要があることから、防護マスク等の表現にとどめています。また、市は、職員等の安全管理の徹底に努める旨を追記しています。そして、警視庁及び東京消防庁が行う活動について、都国民保護計画に準じ追記いたしました。

他は、都モデル計画に準じ記述しています。

次に、115頁から121頁で、第4章「大規模テロ等の類型に応じた対処」について、ご説明いたします。

第4章の特徴としては、医療活動や汚染等への対処において、市職員等を現場に派遣する必要がある場合でも、職員等の安全管理の徹底を第1として記述しています。

また、「大規模集客施設等への攻撃」のテロ等への対処上の留意事項において、施設内で突発的に爆弾等によるテロ等が発生した場合の措置について、東京都国民保護計画に準じ、追記しています。

他については、概ね都モデル計画に準じています。

以上で小平市国民保護計画(案)の説明を終わります。

(会長：市長)

計画(案)の策定方針と概要について説明が終わりました。

本計画(案)は、テロ等から、市民等の安全を守るための方策、災害等からの復旧後の市民生活の安定等、市や関係機関が実施すべき事項について定められるべき性格のものです。

是非、皆様の忌憚のないご質問・ご意見・ご要望等を頂戴したいと存じます。

なお、ご質問・ご意見等は、編ごとに概ね10分程度で進めていきので、よろしく願います。

(質問及び回答)

(会長：市長)

それでは、第1編「総論」について、ご質問・ご意見等ございますでしょうか。

(委員)

P8の事務又は業務の大綱に記述されている1の緊急物資の運送及び2の貨物の部分について、削除は可能か。

(事務局：防災安全課長)

そのように訂正いたします。

(委員)

P 2の基本的人権の尊重についてですが、国民保護措置に関する基本指針に記述されている基本的人権の尊重について、市が国民の自由と権利に制限を加える場合でも、その制限は必要最低限のものに限り、公正かつ適正な手続きの基に行う。ということですが、市がという部分をもう少し明確にしてほしい。

(事務局：防災安全課長)

市が武力攻撃事態等において行う制限として考えられるものとして、例えば「物件の収用に関する事」や「土地建物等の使用に関する事」などが考えられますが、市が住民に対して必要最低限の制限を行使するという事は、住民の生命、身体及び財産を武力攻撃事態等から守ることを目的とした必要最低限の行為であり、法令の定める手法に従ったものであることをご理解願います。

(委員)

医師会として大規模地震に対する対応のため、自衛隊とのネットワークについて、どう考えればよいのか。先ほどの話だと、全国のどこの隊が対応するか不明なのか

(委員)

自衛隊が行う武力攻撃事態等に対する国民保護措置は、第一に元を絶つという意味における侵害排除という特殊性から、自衛隊のどの部隊が対応するかは不明ということです。自然災害への対応とは別な考えです。

(委員)

P 2 6の通信の確保について、災害等発生時には、一般の通信システムは、混信が予測され使用が困難になる。災害等発生時には、衛星通信が有効と考えるが、市においては、通信に関してどの程度整備されているのか。

(事務局：防災安全課長)

現在、市が確保している通信システムは、市内の各地区に設置されており、スピーカーから一斉に放送できるシステムで同報系無線と呼ばれるもの、警察署や消防署等の重点施設との交信のために設置されている地域系無線及び市内を移動しながら交信できる無線機として、移動系無線があります。

(委員)

P 2 6の通信連絡系統図において、住民への周知は、市、警察、消防、消防団の系統によることになっているが、できれば市からの一本化したほうが良いのでは。

(事務局：防災安全課長)

武力攻撃事態等の緊急事態が発生した場合は、緊急に市民及び市内在勤者等に伝達する必要があることから、多様な手段による伝達のほうが迅速・確実に情報を伝えられると考えています。

(委員)

P 3 2の住民等への周知において、氏名や身分を確認できるものとして免許証、パスポート等の写真入の身分証明書が記されていますが、写真入の身分証明書を所持している一般市民は少ないと思います。身分証明書に関して、もっと幅広く考えてもらえないか。

(事務局：防災安全課長)

検討いたします。

(委員)

P 2 6 の通信連絡系統に関して、正確な情報を伝えるためには、住民等への伝達系統は一本化したほうが良いのでは。伝達手段を多重化することにより、正確でない情報が伝達されるおそれが生じ、どの情報が正しいのか検証もできないと考えるが。

また、都モデル計画との相違点は。

(事務局：防災安全課長)

市が、市民等に情報を伝達する主たる手段は同報無線ですが、自然条件、たとえば雨や風によりスピーカーの音声が伝わりづらいなど、同報無線のみでは、確実な情報伝達が困難です。武力攻撃事態等において、市民等に情報を迅速に伝達するためには、関係機関による情報の共有・一元化のもと、関係機関の協力による情報伝達ルートの確保、多重化が必要なものであると考えています。

次に、都モデル計画との相違ですが、都モデル計画には、「都国民保護計画における連絡系統を踏まえ」と記述されていることから、相違はございません。

(委員)

指定公共機関に独立行政法人都市再生機構を入れた方が良いのでは。

(事務局：防災安全課長)

指定公共機関の指定は内閣総理大臣告示で定めるものであることから、市が指定することはできません。

(会長：市長)

続きまして、第 2 編「平素からの備えや予防」に関して、いかがでしょうか。

(質問事項等なし)

(会長：市長)

それでは、第 3 編「武力攻撃事態等への対処」に関しては、いかがでしょうか。

(委員)

第 3 編第 4 章の国民の権利・利益の救済に係る手続きに関して、「手続きを迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。」と記述してあるが、もう少し具体的に記述することができないのか。また、どの程度のことを想定しているのか。

また、都計画においても同様の表記となっているのか

(事務局：防災安全課長)

概ね都国民保護計画と同様の記述でございます。

具体的には、国民保護措置に係る不服申し立てに関して言えば、「住民の避難誘導」、「避難誘導者の指示」、「避難誘導者の立入制限、物件除去措置」、「武力攻撃災害への対処のための土地の使用等」等の例が考えられます。

なお、具体的に記述することに関しては、前述のとおり、様々な例が考えられることから、具体的に記述することはしておりません。

(委員)

P 5 7 の住民への協力要請に関して、どの程度のことを想定しているのか。また、住民への協力要請に係る仕組みづくりについて、及び P 3 8 の「避難実施要領パターン」の作成時期について、どのように考えているのか。

(事務局：防災安全課長)

住民への協力要請に関しては、「避難住民の誘導」、「避難住民等の救援」、「消火、負傷者の搬

送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置」、「保健衛生の確保」の4種類で、これらは法律に規定されているものです。ただし、これは、住民が自主的に判断して協力していただくものであり、強制力のあるものではありません。

仕組みづくりについてですが、住民の判断により協力していただくという前提のうえで、自主防災組織や自治会などに協力をいただけるか考えてみたいと思います。

最後に、避難実施要領パターンの作成時期に関しては、当計画が策定された以降に検討する予定であり、避難実施要領を踏まえた訓練の実施も考えております。

(委員)

P 8 3 の医療救護活動において、薬剤師会の任務は備蓄薬品の提供であり、これは、各薬剤師の持ち寄りによることとなる。市は、ある程度の医薬品について備蓄する考えはあるのか。

(事務局：防災安全課長)

医薬品については、適切な保管方法や保存期限等及び薬剤を扱うことができる資格等の問題もあり、様々な意味で管理が難しく、今後も医薬品を備蓄する予定はありません。

(会長：市長)

それでは、第4編「復旧等」に関しては、いかがでしょうか。

(委員)

P 1 0 7 の国民保護に要した費用の支弁について、市は国に対し負担金の請求を行うこととなっている。これに関連する話として、国民保護の関係業務全般に係る市の事務量の増加や財政負担も相当厳しいと思うが、どのような措置がなされているのか。

(事務局：防災安全課長)

国民保護対策関係の普通交付税措置については、人員について3名分の措置が図られています。

今年度の市の財政については、人件費を除いて、印刷製本費及び国民保護協議会委員報酬として約190万円が予算化されておりますが、将来的には通信システム整備費用、備蓄品として、職員等の安全管理対策用の防護衣等(1セットで約20万円)、その他、市の公共施設の改修等をどうするのか。といったものにかかる支出が、市の負担として考えられます。

(委員)

復旧の段階における災害対策本部と関係機関との情報交換の要領と窓口は

(事務局：防災安全課長)

関係機関との連絡体制は、市対策本部の情報通信班が一括して実施いたします。

(会長：市長)

最後に、第5編「大規模テロ等(緊急対処事態)への対処」に関しては、いかがでしょうか。

(質問事項等なし)

(会長：市長)

ありがとうございました。只今をもちまして質疑等の時間を終了したいと存じます。なお、さらにご質問等が出た場合には、本協議会終了後においても、意見等の提出手続きに基づき、事務局あてにお送りください。事務局で適切に対応いたしますので、よろしく申し上げます。

(会長：市長)

お諮りします。本日頂いたご意見等を計画(案)に取り入れ、さらに、市民等からの意見を踏まえたもので次回にご審議いただき、次回の協議会において小平市国民保護計画を決定していただきます。また、最終的な審議を終了した後に、市長に対する答申を示す方向で進めていくことにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

(会長：市長)

それでは、本日いただきましたご意見等につきましては、本計画(案)に反映してまいりたいと思います。その他、お気づきのことがございましたら、後日でも結構ですので事務局までお寄せいただければ幸いに存じます。その他、事務局で何かあればお願いいたします。

(司会：部長)

本日、ご審議いただいた計画(案)に対する意見等については、席上配付させていただいた通知文の要領に基づき、事務局宛に提出していただくようお願いいたします。

また、ご審議いただいた計画(案)及び議事録等について、後日、市のホームページで公表いたしますので、ご了承願います。

市民等に対するパブリックコメントは、ホームページや市報を活用し、8月11日(金)から1ヵ月間募集いたします。

次回の協議会の開催は、10月中に開催し、市民等の意見も踏まえ、本計画(案)について、最終的なご審議をいただいたうえで、次回の協議終了後に市長に対し、答申を頂く予定でございます。開催の案内については、あらためてご連絡申し上げます。

また、事務局の連絡先をお配りした次第に載せてございます。本日の議題にかかわらずご意見等ございましたら、こちらで承ります。

なお、この場をお借りいたしまして、防災会議の委員に任命されている方にお知らせいたします。

防災会議は、引き続きこの会場で、15分間の休憩をとった後に開催いたします。

お疲れのこととは存じますが、引き続き、ご協力、お願いいたします。

(会長：市長)

今後とも、本市の特性に応じた、真に実効性のある計画とするため、皆様のお力添えをよろしくお願いいたします。これにて、本日の小平市国民保護協議会を閉会といたします。